

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した総務部出先機関定期監査結果の報告(平成24年2月21日23監二第599号)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

福岡県監査委員

小 串 正 伸

同

進 谷 庸 助

同

伊 藤 龍 峰

同

原 竹 岩 海

23行経第2945号
平成24年3月30日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 進 谷 庸 助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 原 竹 岩 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果及び監査結果に係る措置について（通知）

平成24年2月21日付23監二第599号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	県税徴収事務において、財産差押後、長期間接触がなく納税折衝が進められてないものが見受けられた。	滞納者との接触を図り、公売に向けた現地調査等を行った。 今後は、再発防止策として、課長・副長によるヒアリングを実施し、進捗状況の把握を行いながら、組織的な滞納整理に努める。